

「岩手発・超人スポーツプロジェクト 2021 推進事業」募集要領

1 趣旨

年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、様々な人が広義のスポーツを楽しむ機会を充実させるため、これまで考案された岩手発・超人スポーツを県内に普及し、定着を図るもの。

2 委託業務の内容

委託業務の内容は、別添「岩手発・超人スポーツプロジェクト 2021 推進事業」委託仕様書のとおりとする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月22日（火）まで

4 委託団体と予算額

超人スポーツに精通し、競技の考案等をコーディネートする知見を持ち、一般社団法人超人スポーツ協会等の関係団体との連絡・調整が可能な団体

【予算額】 896 千円以内(税込)

5 応募への参加資格

参加者は、下記に掲げる参加資格の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、発注者は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (7) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8年7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員になることはできないこと

6 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

下記のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式2】を提出すること。

【様式1】参加資格確認申請書

【様式2】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績（パンフレット等でも可）

【様式3】受付票

【返信用封筒】長型3号、84円分の切手を貼付したもの 1枚

(2) 提出期限

令和3年5月17日（月）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課（岩手県庁12階）

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話：019-629-6495

FAX：019-629-6791

持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

(4) 確認結果

令和3年5月21日（金）に郵送により書面で通知する。

(5) 留意事項

ア 上記書類を期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、参加することができないものとする。

イ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

(6) 参加資格の喪失

参加者が7(1)の応募期間までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- (7) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により、県に対し書面（様式任意）でその理由の説明を求めることができる。
 - イ 提出期限
令和3年5月25日（火）午後5時まで
 - ウ 提出場所及び提出方法
6(3)の担当課へ持参
 - エ 県は、説明を求められたときは、令和3年5月31日（月）までに説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を回答する。

7 応募方法

- (1) 応募期間
令和3年4月28日（水）から6月2日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出場所
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課（岩手県庁12階）
住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電話：019-629-6495
FAX：019-629-6791
E-Mail：AK0003@pref.iwate.jp
- (3) 提出書類（各1部）
 - ア 【様式4】 「岩手発・超人スポーツプロジェクト2021推進事業」実施希望届
 - イ 【様式5】 組織等に関する調書
 - ウ 【様式6】 事業等に関する調書
 - エ 各様式に記載した添付資料
- (4) その他
応募書類は持参又は郵送とすること。（郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。）

8 応募に関する留意事項

- (1) 失格又は無効
次に掲げる場合は、当該応募は失格又は無効とすること。
 - ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。
 - イ 提出した書類に虚偽を記載したとき。
 - ウ 本募集要領に違反すると認められたとき。
 - エ 応募資格を有していないことが判明したとき。
 - オ 申請者による業務履行が困難であると判断されたとき。
- (2) 応募内容の変更禁止
提出された書類の内容を変更することはできないこと。
- (3) 応募書類の取扱い
応募書類は理由のいかんを問わず、返却しないこと。

(4) 費用負担

応募に要する経費等はすべて応募者の負担とすること。

(5) 質問

ア 【様式 7】「岩手発・超人スポーツプロジェクト 2021 推進事業」委託実施に係る質問票に記載のうえ、FAX、郵送・持参又はE-mailにより下記 12 の問合せ先に提出のこと。

イ 受付期間

令和 2 年 4 月 28 日（水）から 5 月 12 日（水）まで（持参の場合は、土、日及び祝日を除く。）

ウ 回答方法

県ホームページに掲載

9 応募から契約までの流れ

(1) 資格要件を満たす応募者が 1 者の場合

応募した者を契約候補者とし、別途見積書の提出を求めること。

(2) 資格要件を満たす応募者が 2 者以上の場合

資格要件を満たす応募者に対し、下記 10 に定める企画競争による審査会を実施し、契約候補者を選定すること。

10 審査方法等

9(2)に定める企画競争の実施方法等については以下のとおりとし、応募者の有する企画や運営能力等を総合的に評価して選定する。

なお、選定に当たっては、審査会を実施する。（審査会日程・会場は後日通知する。）

(1) 提出書類等

ア 提出期限

令和 3 年 6 月 7 日（月）正午（必着）

イ 受付場所

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課

ウ 提出書類（各 8 部）

(ア) 【様式 8】 「岩手発・超人スポーツプロジェクト 2021 推進事業」企画提案書

(イ) 【様式 9】 事業に関わるスタッフ一覧表

(ウ) 【様式 10】 見積書

(エ) その他

応募書類は持参又は郵送とすること。（郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。）

(2) 企画競争に際しての留意事項

上記 8 に準ずる。

なお、応募者が審査会に出席しない場合及び書類を提出しない場合は、失格とする。

(3) 審査機関

審査は、有識者及び県職員による審査会において行う。

(4) 審査方法及び審査内容

- ア 応募者は、企画提案書等を提出すること。
- イ 応募者は、別途開催する審査会においてヒアリングを受けること。
※ 応募者が審査会に出席しない場合は、失格とする。
- ウ 審査委員は、企画提案書等及びヒアリング内容を参考に別表「選定基準、審査内容及び配点」に基づき各委員が評価・得点化し、選定委員会で審議し、契約候補者を選定すること。
- エ 審査結果は契約予定者の選定後、速やかに文書で通知するとともに県のホームページに掲載し公表すること。

11 その他

本要領に定めのない事項は、岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長が別に定めるものとする。

12 問合せ先

〒020 - 8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 生涯スポーツ担当

電 話 019 - 629 - 6495

F A X 019 - 629 - 6791

E-Mail AK0003@pref.iwate.jp

(別表)

選定基準、審査内容及び配点

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 事業目的	事業目的	委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	15	15
2 企画提案内容等	事業の運営	各事業における確実な実施が見込まれる提案となっているか。	15	35
	関係団体・機関との連携	関係団体・機関との連携が見込まれる計画となっているか。	10	
	事業効果	参加者の増加を図るための具体的手法及び効果が期待できる計画となっているか。	10	
3 事業の確実性	見積書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。	10	45
	事業実施能力	団体の運営体制が確保され、事業運営や事業実績報告等が適正かつ確実に運営できる計画となっているか。	15	
	組織体制	受託事業業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。	10	
	連絡調整力	委託者や関係団体等との間で綿密な連携がとれる体制か。	10	
4 その他		事業実施に当たって、特に優れた提案や工夫が認められるか。	5	5
合 計			100	